

第3回 第3分科会会議録（概要）		場 所	早稲田大学国際会議場第1 会議室
日 時	平成17年 7月21日 午後18時30分～午後21時00分	記録者	【学生補助員】 川上、佐々山
		責任者	区事務局（黒澤）
会議出席者：65名 傍聴者5名 （区民委員：51名 学識委員：2名 区職員：9名 コンサル：3名）			
■配布資料 <ul style="list-style-type: none"> ・第3分科会（第3回）次第 ・本日の資料1～3 <ul style="list-style-type: none"> 資料1：歩きたくなるまち 新宿について 資料2：新宿の景観計画について 資料3：まち歩きの検討について ・第3分科会グループディスカッションのまとめ（7月7日） ・中間のまとめまでのスケジュール（確定版） ・第3分科会 言いたいカード集計表（学習会テーマ別） ・第3分科会（第2回）議事録（概要） ・第3分科会（第4回）開催場所案内図 ・新宿区の地図 ■進行内容 <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 歩きたくなるまち 新宿について 3 新宿区の景観計画について 4 3の説明を受けて質疑応答 5 まち歩きの検討について ■会議内容 【発言者】●：区民委員、◎：学識委員、○：区職員 ▲：コンサル <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 <ul style="list-style-type: none"> ◎：本日は、それぞれ皆さんの住んでいる地域別に分かれて座っていただき、その中でいろんなコミュニケーションをしていただきながら、最終的には、まち歩きのコースや計画の内容を詰めていただくということで、はじめからこのように分かれていただきました。前は6つのグループでというようなご提案をしたんですが、現在の都市計画マスタープランが7つの地域になっているので、検証するためにも7つのほうがよろしいのではないかとということで皆さんの方からご意見がありましたので、7つにしました。受付で7つのグループに皆さんの名前が入った名簿が配られたと思います。7つ目の下のところに番号のない方が何人かい 			

らっしゃいますが、この方々はいわゆる在住ではなくて在勤とか在学という方のお名前が載っておりますので、この方々につきましてはどこかご希望する地域を選んでいただいて今日はお座りいただきたいということでお願いをしております。ただ自分の住んでいるところは番地で町名でいうと6番なんだけれども非常に5に近いし、5の方のまち歩きの方に参加したい、企画を立てたいという方がいらっしゃいましたら、あまり厳しい境界を設けているわけではありませんので、5番のほうに後で移っていただいてもまったく構いません。それほど1つずつのグループを何人にしようと厳密には考えておりませんので、皆さんの自由な意思でこの地域をやってみたい、逆に自分の住んでいる地域はこの地域だけど、こっちの地域を少し勉強してみたいという方がいらっしゃいましたらどうぞ自由に動いていただいて結構ですので、どうぞ協力のほど宜しくお願いします。ただ最終的にどの地域で活動しますよというのは、変更されましたら事務局の方に一言お声をかけていただければありがたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いします。それでは、今日の第3分科会の第3回目をはじめたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。では窪田さん。

- ◎ : こんばんは。ではまず最初に黒澤さんの方から配布資料の確認をお願いしたいと思います。
 - : (配付資料の確認及び説明)
 - ◎ : 前回の「グループディスカッションのまとめ」という両面コピーのものがありません。これについてちょっとだけ補足説明をいたします。質問というページとそれから意見というページに分かれています。質問の中でも明快な事実としてお答えできるものについては考え方という一番右の欄に区の方からお答えを頂いています。しかし、質問の中でも意見に近い質問であるとか、あるいは意見そのものについては、これからこの第3分科会で勉強していくそのテーマであったとき、あるいは地域で別れていったときに具体的にもう少し突っ込んで議論をしていった方がいいのではないかとということで、そのことについては直接答えにはおりませんが、非常に貴重な意見ではあるのですが、一つ一つ読んでいくと時間もなくなりますので、皆様の方で各自お読みいただければと考えています。
- それでは次第をご覧ください。以下のように進めていきます。
- 1 歩きたくなるまち 新宿について
 - ～まちづくりランドデザインについて～ 区担当者
 - 2 新宿区の景観計画について(今日の本題)
 - ～現在の行政が抱えている課題について～ 区担当者
 - 3 まち歩きの検討について(30分)
- 2 歩きたくなるまち 新宿について
- : 歩きたくなるまち 新宿についてとは

新宿のイメージは歌舞伎町 超高層ビルになってしまうが、そうでない新宿もある。また、暮らし自体も忙しい。これらを、今までと変えていこうという趣旨で歩きたくなるまち新宿とした。

グランドデザインの位置づけ

① 新宿まちづくり懇談会の報告書

平成15年12月から約一年間行われていたもの。

② ハードとソフトを融合させる新しいまちづくりの提案

いままでどうしてもハード中心であったが、ソフトも一緒に考えていこう。

③ 基本構想、基本計画、都市マスタープラン改定の素材

どのように実現していくか。

歩きたくなるまち新宿を目標にしていく。

プロローグ～今が新しいまちづくりのチャンス～

i グランドデザインとは

ハードとソフトの二つの面から、歩くという視点で「持続可能な都市のあり方」を探ろうとするもの。

ii 転換期を迎えた新宿区～持続可能な都市へ～

地球環境に負荷を与えず、人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、ゆとりをもって暮らせる新宿区にしていきたい。

新宿区の現況

以上のことを実現していくには新宿区の現況を知ることが大事。

ii - i 新宿区の自然

台地と低地が入り組んでいる複雑な地形。例えば、土地の高い西新宿・戸山の箱根山・飯田橋の下町低地・低い川沿いなど

江戸時代は、郊外の農村地帯

新宿の名前は、「内藤新宿」に由来

江戸時代のまちづくり 玉川上水の開削

ii - ii 新宿区の文化

夏目漱石、小泉八雲、永井荷風

早稲田大学 その他10箇所の大学

新宿駅周辺～大衆文化～

カフェ～中村屋 小劇場運動～花園神社

ii - iii 新宿区の産業

1兆3千億円を超える売り上げ日本一の商業（最近1兆5千億円）

新宿駅 380万人～世界最大ともいわれている。

高田馬場駅～日本で9番目の利用者

ビクターズ（来訪者）産業

IT産業の拠点～アップルコンピューター日本本社

映像産業～高田馬場駅のマロディは鉄腕アトム

地場産業～染色業・印刷業

(以上を活かしてまちづくりをしていきたい)

1、こんな新宿にしたい

歩きたくなるまち 新宿をつくる

3つのコンセプト（視点）

i 賑わい・交流のまち 新宿

ii 芸術文化・創造のまち 新宿

今までも大衆文化の素地、産業的にも芸術文化のものがある。これらを活かして創造都市にしていく。

iii 安全安心・潤いのまち 新宿

2、みんなでまちを担う仕組みをつくる

歩きたくなるまち 新宿をつくる

4つの仕組み

i 一人ひとりが公共サービスの担い手になるまち

区役所・ボランティア・NPOの協力

ii 協働と参画の仕組みをもったまち

iii 区役所を地域の力の結集点

iv まちをつくるインセンティブが働くまち

税金の問題 固定資産税～東京都が一括して集めている

3、歩きたくなるまち～新宿の実現にむけて

5つの取組み

i 大人の文化のまち[歌舞伎町からの再生]

・クリーン歌舞伎町

・楽しい歌舞伎町

マイナスのイメージで有名な新宿を「芸術文化創造のまち」として再生。

・劇場や映画館の再開発

・BIDの研究

：BID～ビジネス・インフラメント・ディストリクト→地域の方がお金を出し合ってまちをよくしていく。NYのブロードウェイで行われたものの。

ii 緑のネットワークづくり

玉川上水は新宿御苑の脇道路の下などにねむっている。これらのせせらぎの復活の検討。牛込あたりの神田川の上に高速道路がある。これらを地下化できないか。

- iii 減災社会への取り組み
耐震診断・耐震補強工事への補助
- iv 景観行政団体としてのまちづくり
屋外広告物の取り締まり
- v 賑わいの産業づくり
地場産業活性化・創造型産業のコウシン
観光・コンベンションへの検討

◎ : どうもありがとうございました。新宿まちづくりランドデザインは中山区長さんのメッセージということで、お話いただきましたように、これから議論していく時に参考になったらということで今日お話していただいたわけですが、何か質問等あればお受けしたいのですが、これはあまり中身について議論するというよりも何か質問があればという感じなのですが、いかかでしょうか。特になければ、今日の本題であります景観のほうに入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、続きまして担当の方にパワーポイントで説明を頂きまして説明の後に休憩をいれていきたいと思っております。

3 新宿区の景観計画について

○ : 新宿の景観を考える

新宿区の景観行政の展開

1 わが国の景観

外国から見た日本あるいは外国人がどのように日本を見ているかという視点。

1-1 日本の風景・景観の移り変わり

幕末・明治期…美しい景観の国といわれていた。

その後

戦後の復興、急速な都市化による社会資本の量的充足→質的な負の遺産
美しさとは程遠い風景となっている

1-2 建築規制についての価値観

ドイツは「建築不自由の原則」の国：文化・風土に合致してはじめて建築ができる。

日本は「建築自由の原則」の国：地震・風害などの安全性をクリアしていれば、
どのような色であってもよい。

カレル・ヴァン・ウォルフレン

→日本の美しい景観が破壊されていくことを嘆く

1-3 観光の視点

日本の観光の実態

海外旅行者 1, 622万人(315億ドル)

外国人受入者 477万人(34億ドル)

外国受入数国際ランキング

1位フランス（7,600万人）

35位日本（477万人）

日本は観光旅行先としての魅力に乏しい

2 新宿区の景観まちづくり

2-1 背景（景観条例ができた背景）

建築自由の原則、バブル期の土地利用

：まちなみ、まちのコミュニティーが崩壊の危機に直面した。

→景観施策の必要性（S62～）

：調査も行われた。

→新宿区景観基本計画（H3.3）

新宿区景観まちづくり条例（H4.4）

：23区で最も早く景観条例ができたのが新宿区。

2-2 新宿区景観基本計画

目標：歩く人にやわらかな都心景観をつくる

1 まちのアメニティーを活かす

2 まちの骨格や特徴を活かす

①新宿区域の緑取り

新宿区は落合・神田川・新宿御苑と水・緑・丘などの自然に縁取られた地域である。

②特徴的な地区のビジョン

落合中井地区は閑静な住宅街、神楽坂界限、新宿駅周辺

この特徴をいい形で継承して発展していけたらどうだろうかとマスタープランではなっている。

3 公共空間の景観整備を進める

4 まちの変化を捉えて景観形成をする

5 景観運動を推進する

2-3 景観事前協議～4、まちの変化を捉えて景観形成をする。

建築確認の申請前に行う景観上の視点からの協議→年間約200件

：条例に基づくもの。細かいことをやっている。たとえば、ごみ置き場・自転車置き場・設備の設置場所、またそれをどう目隠ししていくか。樹木の種類にまで言及してお願いしている。

2-4 景観事前協議の課題

超高層マンションの林立

眺望景観の保全

みどりの保全

：足元周りだけでは対応できない。自転車置き場の位置を変えただけではどうしようもない。

2-5 絶対高さ高度地区原案

景観基本計画には、高さを規制する具体的なガイドラインはない。

→行政指導による、高度地区施工前の攻防戦

：閑静な市街地に100mのビルが建つのはよくない。明らかに景観上よくないから絶対高さを説明。しかし、法律上は従わせることはできない。区役所で考えた結果、景観協議のなかで行政指導していくことになった。

2-6 ケーススタディ（眺望景観の保全）

神宮外苑の聖徳記念絵画館の軸線上の建築計画

新宿御苑からの眺望景観上も問題

景観事前協議で120m→42mに変更（事業者の協力）

3 景観法活用のイメージ

3-1 景観法を活用した景観行政

東京都との協議・同意

→景観行政団体

→景観計画・条例の策定

→景観法を活用した景観行政

景観緑三法が去年6月制定

景観法・景観法整備法・都市緑地保全本

：景観法に基づく景観計画だけで景観がよくなるということではなく、他の関連した法律と連携を図りながら徐々によくなっていく。

3-2 景観計画の内容

必須事項

①区域

景観計画区域は区内全域としたい

理由 i 景観法に基づく建築物等の届出、景観重要建造物の指定などは、景観計画区域のみ適応となる。

ii 現行条例に基づく建築物等の事前協議は、区内全域を対象としている。

iii 景観形成の不要な地域はない。

②良好な景観の形成に関する方針

：これが現在の新宿区景観基本計画に順ずるもの（マスタープラン）になる。

ただし強制力はない。あるべき姿を提示して、ご協力いただける事業者には方針に従ってもらおうようにする。

③行為の制限に関すること（建築物・工作物・開発行為等）

：ネガティブチェック。これだけはしてはいけないことを法律で規制する。誰

が聞いてもおかしいと思うことを明文化し規制する。また、色彩規制は明確に定めたい。

対象あり→必須事項

④景観重要建造物の指定の方針

⑤景観重要樹木の指定の方針

選択事項

⑥景観重要公共施設の整備の方針、占用許可基準

⑦屋外広告物の表示・掲出行為の制限

- ◎ : ありがとうございます。区担当者としてなかなかいいにくいところまでおっしゃって頂きまして、建築自由の日本の中で少しでも景観行政が力強くやるためにいかに私たちがこの場で景観の方針をどのように書きこむかというのが非常に重要なんだということが私たち共有できたんじゃないかと思います。

4 3の説明を受けて質疑応答

- ◎ : 景観に関するプレゼンテーションは非常に良かったと思います。ただ、聞くだけじゃ始まりませんので。たぶん、いろいろなことについて疑問を持たれた方が多いと思いますので、これから多くて50分くらいですね。45分から50分くらいの間、限られていますけれども、ぜひ、いまのプレゼンテーションに関して質問を。まず意見よりちょっと質問の方が最初に議論しやすいかと思いますので質問から。では一番に手を挙げた方、どうぞ。

- : まず1つにですね、景観、景観と言いますけれど、風土とか風景だとか、景色だとかいろいろありますね。そのなかで、景観っていうのはどういう定義なのか。その定義によってはですね、風景でも景観でもみんな人それぞれ良い悪いがあるわけですから、まずその定義をはっきりさせていただきたいな、と。実は4つ質問があります。

2番目はですね、こわいおじさんが取り囲んだという話で。手助けしたいな、と思っましてね。それはね、結局、これから景観をやっいてこうという時に一番の問題は、やっぱり日本が商業主義を引きずっているんですよ。それが、個人主義の…

- ◎ : 商業？

- : 商業。要するに経済のことですよ。商業主義をかなり引きずってましてね。それと、あとは個人主義っていうのが。まあ良い面もあるんだけど、ある意味では景観にとってはもしかしたら、ちょっと引っかかる問題かなあ、と。そういうことで、その商業主義を引きずっている人達にはですね、要するに景観の費用対効果。この景観は1億円だと。ビルが建ったら1億円の利益がでるのか、と。そういう費用対効果。これはことはですね、建築学会からも強調されていますから、できるはずだと思うんですね。ほかに、石塚さんもいらっっしゃいますしね、優秀な女性の。ぜひ宿題かなんかでやってもらったらいいかな、と。1つはそういう商業主義、個人主義が景

観をやる場合に相当問題になってくるよ、と。これをどうクリアしていくかね、と。相当教育もしなくちゃいけないと思うんですけど。これが2つ目です。

それから3つ目はですね、高いビルの話がありましたね、こわいおじさんの。いま西新宿にタワーマンションができるよ、と。こういう話です。私は新宿区の行政のほうに意見を出したのですが、要するにタワーマンションは広告的な利益以外何もメリットないんですね。かなり多くの人を知っていると思うんですが、たとえば日本だったら西山卯三さんとか、パターンランゲージを書いた…あれ鹿島出版が出したんですからね、あのパターンランゲージの日本の本は。そういうパターンランゲージでも、要するに1つもいいことはないよという論文は幾らでもあるよ、と。そういう背景があるのに、なぜタワーマンションを商業用なのか…タワーマンションをなぜつくるのか。そのへんの環境作り、背景づくり…。タワーマンションにしたって、そんな問題ないんだよ、景観なんてないよ、と。要するに精神的におかしくなるよとか、あるいは犯罪の問題だとか、あるいはコミュニティの問題だとか、そういうことじゃないんだよ、というような裏づけを一度聞きたいと思うんですよ。私自身も、なぜこういうたくさん論文がそういうような問題だよ、と…たくさんの論文があるにも関わらず、ああいうタワーマンションができちゃうというのを私自身も知りたいし、ぜひそれを研究して欲しいと思うんです。それが3つ目です。4つ目はですね、先ほど色の問題がありましたね。色の問題っていうのは、照明も色の問題です。照明のなかには点滅するやつがありますね。あれは視覚障害になるんですね、色によっては。だからそういう点滅もひっくるめて、それから色もひっくるめて。僕は新宿区だけではなくて、これは東京都だとか広い地域団体…自治体でやっぱり検討しなくちゃいけない問題だと思います。新宿区だけの問題ではないと思うんですね。

という4つの問題をぜひお答えいただきたいと思うのですが、すぐに答えられないものも多々あると思うのですが、答えられる分だけ答えてください。

◎ : 質問プラス意見だったと思います。もう少し質問を受けてから、まとめて答えましょう。はい、どうぞ。

● : 私の属しているまちづくりの学習会で、昨年の秋に、新宿区の方から宅配便で、新宿の景観まちづくりについて、いろいろお伺いしたのですが。そのときに、ちょっと分からなかったことを、いま伺いたいと思います。

1つはですね、景観地区というのは、都市計画法上の言葉ですか？景観地区という言葉がありますが、これは景観法のなかでどういう風に位置づけられているのか、ということです。それが1つです。もう1つは、景観法がこの6月にできたばかりですか。いろいろなことが曖昧な感じになっているのは、景観法に付属する条例のようなものが、まだ出来ていないからだというようなことをちょっと言われたような記憶があるのですが、その後1ヶ月くらい…だいが経ちましたか。どんな方向に、

いま、その付随の条例が行くようになってきているのか、その方向性ぐらいでも教えていただけたらな、と。こういうふうに思います。よろしく願いいたします。

◎ : ほかにございますか? はい。じゃあ、一応ここで止めて答えてから、また次に行きたいと思います。

● : 先程、いろいろ区の方からもご説明あったんですけど、行政のほうで、条例とかうんぬんというのを定めるのは結構だと思うんですよ。先だって、ワンルームマンションの条例が議会で議決して、条例が決まりましたよね。ああいうのをとって、いまおっしゃったように、1つの建前の条例は良いんですけど、それをなお実行に伴う細則というかシビアな細かいものを決めて実際に実施に移していかないと、やはり本当の実体の姿というのは成り立たないのではないかと…こう思うのです。で、いろいろあるのですが、先程おっしゃったように、景観のことに触れましても、景観法なり条例というものを作っても、やはり新宿全体的なこともさることながら、先程のような話に出ているように、新宿区という所は非常に多種多様な…超高層のある西新宿の地域とか、歌舞伎町の地域とか、神楽坂のような地域とか、落合の地域だとか、いろいろ景観なりもろもろの自然なり形が違うわけですよ。ですから、そういうところに細かく見合ったものを定めていかないと、あくまでも大枠での一般論じゃあ、これはやっぱり適応しないと思うんですよ。細かに、そういうことをシビアに決めて、それでもものごとを法で縛ることではないんですが、やはり規制していかないといけないと思うんですよ。たとえば、何年か前に私どもの方で、ワンルームマンションができる時、地域住民とだいぶもめたんですよ。住宅街にワンルームマンションだと、ある意味そぐわないわけですよ。だけれども、建築用途地区の条例…法からいえば建てられる場所なんですよ。違法じゃないんですよ。だけど、そのへんは、業者と地域住民と一体となって話をして、ある程度補った形で最終的にはまとまったんですけど。

やはり条例で定めるについても、1つは、地域住民のための、地域住民の意見というものを、ものすごく大きく吸い上げて、それとタイアップしてものごとを進めていかないと。ただ役所が条例で決めたからだめですよ、ああですよ、こうですよ、と業者に説得したってだめだと思うんですよ。そこで、やっぱりこういう会が成り立っているように、地域住民のパワーなり知恵なり、うんぬんってということと、どいう形であまり取り上げて、将来のまちづくりも含めて取り組んでいったらいいかということが、本当は一番大事なことじゃないかなと、こう思うんですよ。この辺を行政のほうも踏まえて、今後進めて行っていただきたい、と。

例えばですね、これは最近できたようなんですけども、マンションなりビルをつくる時に、役所のほうが施行の許可を出しますよね。ところが、最近是这样じゃないと聞いていますが、かつては許可がおりたら業者がどんどん施工して、最後に出来たときにさっと検査するぐらいで、途中のチェックなんか全然やってなかったわけで

すよ、建物に関する。緑の植栽の場所を作りますよ、と設計図面を見せられたけれど、最終的に行政がいなくなったら木なんか一本も植えずに、行政は立ち去ったか、と。こんなことがいっぱいあるわけですよ。そういうことのないように、住民も目を光らせてそういうことをやらなければいけないけれど、行政のほうも、ただ指導しましたってことだけではなくて、しっかり最後までチェックして見守って、やらなかった場合にはペナルティをするぐらいの強い姿勢で臨まないといけないのではないかと。こんな風にちょっと考えました。以上です。

◎ : はい、ありがとうございます。それでは、1つずついきましょうか。簡単にというか、答えられることは答える。これは答えることでなく勉強することだ、これから研究していこうという答えでもよいと思うので、1つずつ行きましょうか。

まず、新宿ではなぜ景観という言葉、風景とか、まちなみとか、風土とかいう言葉にしたのか。なぜ景観という言葉を使うんだろうか。何かありますか？

○ : 景観の定義ですが、手元にはないのですが、広辞苑とか読むと何か書いてあります。法律上は定義していません。それは、ご質問の方がおっしゃったように、良好な景観というのは地域や自然や文化によって違うんだ、と。地域によって。従って、法律で景観とはこうなんだ、良い景観とはこういう風にするんだというのは、法律で定義するのはふさわしくない。従って定義しませんでした。

● : いまのご回答なんですがね…

◎ : まだ終わってないので、ちょっと待ってください。

○ : お答えできることは、すべて回答させていただきます。お答えしてないことは、たぶんあいつ知らないんだな、ということでお許しいただければと思います。

で、景観の費用対効果。確か商業主義の関係の視点からのお話だったと思います。私の個人的な思いでは、結論だけ申し上げると、景観に配慮した建物でなければ、たとえば売れない、というような…そういうやっぱり世論でしょうかね。そういったもの作っていくことが、たぶん一番大切であって、行政の規制でこういう風にする、というのはたぶん一定程度以上のところはきっと行かないだろうという風に個人的には考えています。

続きまして、超高層マンション問題でございまして。ご質問のとおり、私も非常に頭を悩ましておりまして。さっき、こわいおじさんっていう話があったんで、では、こわいおじさんは、どんなことを言いにくるのかということ、さっきの絶対高さ高度地区との関係でお話すると…あるこわいおじさんは「まだ施工前とはいえ、高度地区原案出しているんだろう」と。で、「ここの地域は、30mなんだから景観協議をしたら、必ず30m以内にしろ」と言ってくるわけですよ。ところが、施工してないですからね。法律的にそれは強制できないわけです。だけど、区の方針としては、法律が施工されたときに駆け込みできたら、それはそれでやっぱり良くないということで、高度地区の30mに近づけるように行政指導をお願いしているんで

すね。なので、30階までいく場合もあれば、35階で終わる場合もある、と。そんな状況があるんですが、「30階にできなかったら覚えてろよ」みたいな感じで来る、と。あと逆もあります。「景観、景観って言っているけど、まだ施行前だろう。法律的にどんな根拠があって言ってるんだ」と逆に言われる。というのが、高度地区との関係という、こわいおじさんの2つ。対比すると、この2つというものであります。その上で、超高層マンション問題については、いろいろとまだ課題はあるかもしれませんが、高度地区の素案が25日にお出ししますけれども。これが基本的に通れば、ある意味突出して、たとえば40m高度のところと100mのものはもう建築基準法でだめですから。ですから、完全な強制力でもって絶対建たないと言う風に法律で担保されますので、この高度地区、絶対高さでもって、ある程度、超高層マンション問題というのはクリアできるかな、という風に考えております。続きまして照明の問題ですが、ネオンの話がございました。で、実はこれがたとえば屋外広告物ですよ、という前提でお話いたします。そうすると、景観法は法律のつくり上、屋外広告物については、言ってみれば何の規制もできません。全部スルーになります。では、どこで規制するんですか、というところですが、屋外広告物条例というのが別にありますので、このなかで規制をしていくということで、完全に分かります。景観行政団体になると、景観行政団体だけは、市区町村の権限で、この屋外広告物条例を作れるんです。なので、いまは東京都なんですね。東京都しか条例は作れない。東京都の一律の規制でやっています。色規制はやっていませんので、点滅も基本的にはなしということで、もし、きめ細かい屋外広告物のルールを新宿の中で区民のみなさんをご相談をしながら作ることができれば、一定程度改善することは可能ということでございます。

つぎに、景観法による景観地区でございます。まさしく、景観法によって景観地区は創出されます。都市計画法の8条ですかね、間違えていたら申し訳ないです。この地域地区のなかに景観地区は位置づけられます。従って、都市計画ですので、この景観地区で定めたことについては、建物については建築確認の対象になります。どんなことを、じゃあ景観地区で規制できるの、ということになりますと、建物の形態意匠、言ってみれば色彩・デザイン、こういったことについて規制する、と。それ以外は、通常の地区計画と同様に高さであるとか、壁面後退の話であるとか、そういったことを規制できます。従って、ある特定の地域で、住民のみなさんが「うちの地域のシンボルカラーはアイボリーだ」と、たとえば決めたとして、みなさんのほとんどの人が合意して「じゃあ、そういう建物でここはアイデンティティを出しましょう」というような合意形成がはかれるようであれば、景観計画ですとあくまでも勧告なものですから、強制力はないんですが、計画地区でそれを指定すると、新しく認定制度というものができて、かなり強力で担保されます。分かりやすく言うと、建築確認にかなり近いくらいの強制力が出ます。そういう風に、

地域、地域でオーソライズされた場合、建物のデザインとか色彩については、景観地区を指定していくと、担保されていくということが言えるんじゃないかという風に考えています。

つぎに景観法の運用で、どのような主旨のご質問でしたかね。まちづくりの会の方、この間もいらしていただいた記憶があるのですが。政省令が出ました。2つだけお伝えします。たとえば、景観法上、景観重要樹木というのがあって、どんな樹木を指定するべきか、それは政省令に委ねられました。で、政省令出ました。見たら何て書いてあったか。一言で言うと、見えることが条件って、当たり前なのが書いてありました。つまりほとんど、景観行政団体の裁量に任されているということで、良く言えば何らの規制もない。悪く言えば、丸投げ。こういうのが政省令の本質であるのかなあ、という風に思っています。

もう1つの特徴はですね、これも私の個人的主観です。法律を見た瞬間に、これはちょっと書きすぎじゃないのって思っていたことが、政省令でもって、やってもいいけど、安易にやるなよということになっているんですね。たとえば言うと、建物の高さとか壁面の位置ですね。通常は都市計画で規制することについて、この景観地区と混同するんですけど、景観地区ではなく景観法に基づく景観計画でも高さの規制はできるんです。ところが、これは建築確認とは連動していないんです。ということは、やっても守らない。コンセンサスがなければ。そんなのができると書いてあって、私もいろいろな所からできるって書いてあるじゃないかと言われちゃうじゃない、強制力もないのに、と思っていたら、要は、よくよく地域がそれでいいのかどうか慎重に考えて定めなさいという風に政省令には書いてありました。つまり、行き過ぎたところを少しブレーキかけたかなと個人的には解釈をしています。つぎに、条例の実行性でございます。まさに、ご指摘いただいた通りでございます。何より我々は実務担当者です。従って、窓口にいろいろなお客さんが来ます。その時に、確かな根拠を持って説明をすれば、しゅしゅでも引き下がる。ところが運用の段階でいい加減だったりすると、結局、たとえば周辺の環境と調和した景観とかいうとですね、何が調和しているのか分からないんですね。誰に言われなくても、そういうところは進めたくないと思っております。

あと、地域住民との連携で、ワンルームのお話とかさつきあったかなあと思います。そういう、よりきめ細かい、しかも強制力のあるものを作ろうということがあるのならば、たとえばワンルームマンションで申し上げますと、有名な中央区は地区計画でもって、一定以上のそういうワンルームを規制する、と。これは都市計画ですね。都市計画であるがゆえに、非常に重たい。住民のみなさんの合意も欠かせないし、非常に、努力というか労力もかかるということになるのですが、こういう過程を経て地区計画のような都市計画で担保していく、というようなのが一番理想的だろうと思っておりますので。話の中でも触れましたけれど、景観みどり3法ということで、

そのうちの景観法は1つだけですよということなので、残りの従前からある建築基準法だとか都市計画法だとか、そういった制度を活用して相対的に景観をよくしていく、地域をよくしていくという考え方が一番いいかな、と。逆に言うと、景観法ですべてやるんだとか担当の私がいきがあったところで、それはあまりよくないのではないか、といまは考えているところです。一応、以上でございます。

- ◎ : いいですか？全部ここで一問一答で答えられることではないと思います。先ほど一番目にお話くださった費用対効果のことだとか、高層マンションが人間的なものなのかとか、あるいは本当に長い意味で社会のなかで価値のあるものなのか。いろんな研究だとか調査があるではないかっていうようなことについては、お答えがなかったと思いますけれども。これはむしろ、僕が期待したいのは、こういう勉強会のあと、みなさんがあるテーマに基づいてグループを作ってくださいませよね。そのグループのなかで、こういう根拠があるではないか、こういうものがあるではないか、だからそれを根拠に行政の指導を強化して欲しいとか、あるいは地域の方々の合意のときに、そういうものを使ってみようじゃないかっていう風に提案をいただいた方が、たぶん今回の場合は有効なのではないかなと私は思いました。
- もう少しいろいろな方にお伺いしたいと思いますので。では、そちらのお2人。

- : おおざっぱに言って、商業地区と住宅地区って形に分けて規制されていると、建築規制がなされていると思うのですが。これで結果的には、高層ビルに住宅地が取り囲まれちゃっているっていう。大きな目でみると、変な格好になっちゃって、極端に言えば、新宿御苑が全部ビルに取り囲まれちゃって、それこそ景観もヘチマもなくなっちゃったような。あれが住宅地も同じような形になって。外国なんか見ると、そういうようなおかしな所は見かけないような気がするんですが、その辺、今後のやっぱり都市計画のなかで、どういう風にそういう点を改善していくのか、お話を伺いたいと思います。

- : このあと荒木町で高層マンションに対しての協議をするので、もう出なければいけないので、意見とか質問ではなくご報告という意味で一言いわせていただいて下がると思うのですけれども。現在、荒木町をはじめ、原町、市谷、何カ所かで高度地区変更原案にそぐわない建築物が計画されています。いまみんな各地域で運動していますけれども、お互い連携を取り合おうとしているのですが、この間の区議会にも、この地区変更原案を行政に指導して欲しいと、駆け込み申請を認めないで欲しいという風にしましたけれども、議会では継続審議という形で取り上げられませんでした。

いろいろ事情が、つまり、この変更原案に対して反対意見がいろいろありまして、いまのところ行政の方は対応できていないと言えます。しかもですね、建築紛争がいま、だいたい高層マンションは一万㎡を超えるものが多いので、東京都も都の認可になっちゃうんですね。新宿区の行政の担当の方は、われわれの地区の

ことをご存じなので、いろいろ指導していただけるんですけども、東京都に行っちゃいますと、ほとんど形式的な斡旋という事務的な手続きだけで、ほとんど行政、業者のいいなりという形になってます。さらに、大きな問題として、業者がたとえば荒木町は三井住友建設の本社だった場所なんですね。原町は熊谷組の本社の所有地なんです。各々、不良債権グループが自社所有地を処分して、それを証券化して、これは国の政策とも関わってきているわけですけども、不動産を証券化する、資産流動化する法律とかっていうものになってまして。だいたいそういう特別目的会社っていうのを設立して、建築計画をするわけですね。すると、たとえば荒木町には今まで住友の本社があったわけですから、住民との関係も深かったわけです。建築屋が自分のところの土地に自分で建てて、仲間の不動産屋に管理を任せるっていう計画だったら、まちごとの交渉で何とかなるだろうと普通思うのですが、現在の不良債権の処理策の振興でいうと、証券化されているので投資家の利益を守らなくちゃいけないという形になっているんですね。建築業者が自分の裁量で、建築計画を変えられないようになってきている。つまり、銀行なりが建築業者も縛られてしまっているという状態です。ですから、そういう意味では、景観法とか、これから工事事務所に行ってけんかをしてくるわけですけども。そういう立場からすると、大変なまぬるい話だなという風に感じています。いろいろ議論をしたいのですが、そんなわけなので、今日は現状報告というだけで失礼させていただきます。

- ◎ : ありがとうございます。ぜひつぎの提案の段階で、その辺の体験を披露していただきたいと思います。ありがとうございます。じゃあ、この質問に対して答えていただけますか？たとえば大公園、新宿御苑の周りに景観を崩してしまうようなものができちゃうっていう、そういうことに関して。
- : 路線式の用途規制がちょっと問題じゃないかっていうご質問、ということでもよろしいですか？確かに幹線道路の沿道については、商業施設とか、そういったものが割りとあるんですね。例えば新宿の成り立ちから考えても、内藤新宿っていうのが一番最初にできたわけですけども、それを甲州街道の宿場町ということで、大きな甲州街道という通りに沿ってですね、商業施設が並んでいた、というのが先にあったわけですね。そういったものがずっと出来てきて、大きな街道沿い、新宿区で言えば甲州街道ですとか、新宿通りですとか、あと、明治通りですとかですね、そういったところにはそれなりにもう既に商業集積とか、業務集積とか、そういったものがあったわけですね。ですから割と、当時としては栄えていた。そういう中で、そういったところの商業とか、業務については、ある程度育成していかなければいけないというので、まあ路線式のそういう商業地区なんかができきたっていうのがあります。で、新宿駅周辺のように面的な商業地は、割と面的に非常にあるので、新宿区でいきますと新宿駅周辺とか、神楽坂とか、高田馬場なんかも一部ありますね。そういったところは割りと面的なので、そこはあ

る程度マスとしての商業集積ってことが分かりやすいんですが、そのほかは現実的には路線式の商業集積であったり、業務集積ですので、四谷なんかが典型だと思んですが、新宿通りとか大きい通り沿いに業務集積があるような形になっています。で、そういった意味では後背地の住宅地とバランスをとりながらということで、いろいろな法規制が上手くかけてはいるんですけども、現実的にはですね、先ほどの紛争の話もありましたけども、そういった時にちょっと問題になって言うのは確かに現実にあります。ただ、法規制上はそういった形の指定になっているのが現状です。

- ◎ : むしろ新宿御苑のようなところから、緑豊かでいいなあ、貴重だなあと、でその向こうに高層のものが出てしまうって事は防ごうと思えば防げるのかな、っていうご質問だったように僕は理解したんですけど。
- : そういうビスタの、眺めといいますか、そういった形の都市軸とか、そういった雰囲気のこと。
- ◎ : 軸とは限らない。まあ、それは出来ますよ。出来ないことではないと思います。ただ、今までの経緯から、用途地域がこういう風に定められてきたというのが今のご説明だったと僕は理解しています。よろしいですか？他に、はいじゃあ、この順番で三人。
- : まあ今、内藤新宿っていうお話があったんですが、例えば宿場町でもですね、馬込とか言う狭い地域で、景観を多分まあよく分からないんですけど、景観を守って、変な建物は建てないような街並みの調和を保ってます。だから新宿でも神田川沿いのどっかだとか、どっからどこまではどうだとか、どの路線まではどうだとか、その同じ宿場町でも変わってるわけですよ。だからそういう一定の地域でまあ例えば色の調和も含めてどうするか、というような話は分かりませんが、新宿区全体の景観地区という、どうやるかっていうのは今一歩わからないんですよ。その部分的にどうする、ここの生態系は守ろうと、それはもう保全しよう守ろうっていうのは、守らないと変わってきますから、そういうような地域と、もうちょっと規制緩和してですね、もっと積極的に開発するような、もっと自由競争を取り入れるような、そういう地域とか、いろいろやらないと新宿区全体が地盤沈下するような気もするんで、全体、あんまり規制ばかりやると、どうなるのかなってちょっと心配があるので、新宿区全体と個々の小さな部分的なやつ調和をどういう風に図るのかなっていうのが質問なんですけど。
- ◎ : 分かりました。次お願いします。
- : 一つは質問ですが、景観法の対象に新宿区ってあるんですけど、例の都市再生緊急整備地域の関係ですね、あれ、どういう風になるんでしょうか？これが質問。それからもう一つは問題提起なんですけど、ここの部会でも是非扱ってほしいと思っているんですが、私は角筈の西新宿3丁目西地区再開発と西新宿4丁目南まち

づくりを考える会というところでやった都市再生モデル調査っていうのに関わっていて、その中で非常にあの問題のことを意識して、新宿区を始めとして東京都とか国交省とか都市再生本部とかいろいろなところに、いろんな申し上げ方をしてるんですが、正直言って一番現地に対して深く入って、きめ細かくやっていたきたい新宿区のお役人さんの中で全員とは申しませんがね、中心になる方は、なるべき方は部課長方だと思うんですよね。その中で、非常に差がありましてね、まあその結果だと思うんですが現場で非常に良くないことが起きてる。具体的に指摘するのはここでは避けますが、あの皆さんと一緒にまち歩きする時には何がどうなっているかっていうことをまた申し上げますので、お留めおきを。

- ◎ : ありがとうございます。もう一人どうぞ。後ろの方。
- : 質問でお聞きしたいんですけども、今、幹線道路が、新宿区内の大きな道路が走っております。私達の近くの山手通りというかなり広い通りでございますけど、その地域で今開発が進んでおりまして、そういう観点からですね、ちょっと聞いたところによりますと、幹線道路のその通り沿いに高い建物を建てさせて、これを震災、災害時に防火壁の役目をさせようと、こういうですねまあ国なのか都なのか分かりませんが、そういう大きな考え方がありまして、火災が他の街へ広がらないように区域割をして、そこで食い止めようというそういうなんか計画があるっていう風にも聞いた事があります。ちょっとそういう観点から、お知りでしたら教えていただければと思います。それと山手通りに関しましてですけども、やはりその再開発で建設の説明会に行っていました。そういう目でたくさんですね、私だけでなくいろいろな方がいろいろな問題を抱えていると思います。山手通りも地下を高速道路が走って、今工事しておりまして、実は山手通りの中央に高さ35mの排気塔が、煙突がぼぼぽんと出来るんですね。うちのすごい近所にも2つ高い35mの煙突が道路の真ん中に出来ます。そういうのを含めて聞いたら、もうこれは20年も30年も前に計画したことだからいまさら変えられないと、もっと低くていい高性能の排気塔があるんじゃないかという風に言ったんですが、それもまあ今では変えられないというようなことだったようでございます。そういうのを含めてですね、景観、景観と私達が言ってもですね、国や都やいろいろなそういうものの計画の上で押し流されてしまうのではないかなあという、こういう不安もございます。そういう観点からまあ区で作ることも大切だと思いますけれどもね、そういう都や国との問題をどのようにしていくかの調整を誰がどのようにやっていただけたらいいのか、そういう点からもお聞きしたいと思います。宜しくお願いします。
- ◎ : はい、ありがとうございます。じゃあここからいきましょうか。すべて景観区域に定めなくてもいいのではないかというご指摘だったと思います。
- : はい、景観計画区域の範囲で、先ほど私が申し上げた担当としての意見でして、な

んら決まっています。それを前提に申し上げると、その上で私の個人的なイメージとしてはなぜ全域にかけたいかと言うと、繰り返しになってしまいますが薄く広くということで考えています。全域にかける制限については、言ってみれば明分化されていないだけで、誰がどう考えてもそれは困るよというようなネガティブチェック。最低限それを法律でもって担保したいとこういう趣旨でございますので、例えば落合だったら合うけれども西新宿だったら合わない、そういうようなかなり焦点の絞られたようなそういう規制というのは難しいという風に考えています。

- : 都市再生緊急整備地域と景観区域の関係はどうかという質問ですが、都市再生緊急整備地域についても景観面は非常に大事だというふうに考えておりますので、区内全域という意味で新宿駅周辺の都市再生緊急整備地域に指定されている地域についても景観地域という形になると思います。

それからあと幹線道路の部分はちょっと景観面からは離れるかもしれないですが、確かに延焼遮断帯という形で硬いものを建てる。要するにそれは大きな道路とあわせて不燃の建築物が建つ事によって、市街地の耐火を防ごうという考え方です。そういう形で防災生活圈というものを形作っていかうという考え方はあります。それと山手通りの排気塔の建設については、景観面からは景観審議会でも議論していただいたものですよね。そういった景観面の配慮といったのもやっております。以上でよろしいでしょうか。

- ◎ : 特にこの趣旨は新宿にもいろんな地区があるので、あるところは規制じゃないだろうと。高い建物がいいって意味ではないけれど、自由にやったほうがいいのではないかと、それは景観区域を定めるか定めないかという話ではなしに、普通ではないのですが例えば最低の高さを決めて、それ以上高くなくてはいけない。普通は日本ではやっていませんが、そういうもっともっと高さを競い合うって意味ではないんだけど、にぎわいを出すような工夫を商業地区でやるということもあるので、景観がすべて規制で、すべて抑えこむってことではなく、この地区のビジョンある地区のビジョンをどう考えるかってことと、景観はリンクしているので景観区域という考え方で全域で考えようという趣旨ではないかなあと僕は思いますが、でもそれはこれからまた議論することではないかと思えます。

それからこの最後の質問は、実は僕はこの排気塔建設の委員会に入っていたこともあってよく知っているのですが、正直言ってほとんど景観には配慮されていないですね。僕はとても残念だと思いましたが、東京都の事業なんですよ。それであとは高速道路公団。新宿区だけではないのですが、いろんな区にまだがった事業で、個別の区の担当者の温度差みたいなものがあって、僕はもっと関係する区が一致団結して、東京都に「その進め方はちょっとむりなんじゃないの？おかしいんじゃないの？」って言ったらいんじゃないかと思うんだけど、僕の知り得た情報だと、区はどっちかというところは都がやるから静観してるといふか、あまり強い意

見を言っている区は少なかったような印象があります。新宿区はちょっと記憶に無いので正しく無いのかもしれませんが。でもご指摘の通りやっぱり都の事業、国の事業だってなった時点で新宿区はその景観についてどうやって対応していくのか、極めて大きな重要な課題だってことをメモしておかないといけない、重要な指摘だったと僕は思います。

そろそろ少し時間なんですけど、冒頭でも申し上げましたように景観の議論を今日1回限りで全部やってしまおうとはまったく思っていません。あくまでも今日は第一回目の学習会ということで、区が考えていること、区が今までやったことをちょっとお話をさせていただいて、それに対して「そんなのおかしいじゃないか、もっとこういうことをやれ」ということの一部が出たと思っています。従いまして勉強会6回終わった後みなさんが、やっぱりこの景観が、今日で言うと、高層マンションの問題をもっと研究すべきだという。僕もそれ大賛成です。それと今度は、都と国の関係だってあるだろとか、この中からいくつか細かいテーマが、景観の中でもいくつかテーマが出てきて、そこについてつっこんだ議論をしたり、あるいは、もうちょっと資料を出してもらったりってことで、皆さんたちから提案を出していただく。それをこの第三分科会のまとめにしたいと思います。こういう意味での今日一回目なので、お考えになったこと言いたいという方もおられるかもしれませんが、その辺ご理解していただきたいのが一つと、もう一つは忘れないうちにちょっと言っとかないとまずいつて言うこともありますよね。今日聞いたことでも数ヶ月先で忘れちゃうって。そのために、ちょっといらぬ紙でも何でも結構です。ちょっと書いて、“俺は今日言おうと思ったけどいえなかったから、ちょっと置いていくぞ”っていう備忘録じゃないけれど、忘れないために書いていくものに関しては事務局がお預かりして、どういうテーマを設定するかといったときの参考にいたしますので、そういう希望のある方はなんでも結構です。走り書きで結構です。一応お名前を書いていただけますか。それで一応今日のこの話を脇で窪田さんが聞いていただいて、あくまでも参考にこれからテーマ別に分けて提案をしていくときに、“こんなのどうですか？”っていうのを今日の話の中でちょっとまとめていただくことになっていきますので、ご披露していただけますでしょうか？

- ◎ : はい、汚くて恐縮なのですが、今のお話の中で景観って言うのは、プランって言うものからツール、それをどうやって実現するかって言うツールまであるだろうってことだったんだらうと思うんですね。で、そのプランっていうのは、大きな方針もあります。その中には新宿区全体の方針なら方針かもしれないし、あるいは全体は無理で、もうちょっと地域性というものを重視した方針なのかもしれないってお話だったと思います。その方針がもうちょっとツールに近づいていくためには少し具体的な検討をしていかなくてはいけないのですが、そのときに今日、新宿のプロトタイプとして考えられていた景観っていうのがいくつか出てきていたんだと思

います。その一つが超高層マンションのあり方であり、一つが沿道路線型の商業で高いものが建っている裏に低い住宅が建つという、そういう景観がどうなのかっていう話、それから再開発事業であるとか、都市再生緊急整備地域といったようなプロジェクト型の事業ですね、そういう景観がどうなのかっていう話。それから例えば、新宿御苑からのアメニティのある景観というものをどうやれば守れるのかというように、そういういくつか新宿のプロトタイプの景観を実際どう考えていけばいいのかということがあったかと思えます。それから要素としては、色彩だとか広告っていうことも出てきたかと思えます。こうしたことをツールにして、担当の区の方がいかにうまく実効性を持ってこれを実現できるのかっていうところも区民の方の声をうまく活かすっていうことと、それから、それを最終的なチェックまで含めて、ちゃんとしたそのツール体系をもっていかななくてはいけない。そのときには都だとか、国だとかっていうところとも連携していかななくてはいけないというお話だったかと思えます。ですので、おそらく今回私たちのこの場では、あまりそのツールの中で具体的にここは地区計画かとかここは景観地区だってところまではちょっと違うのかなあという気もするのですが、少なくともこの方針のところと、それからこうした新宿のプロトタイプとしてあげられているような景観がどうあるべきなのかって言う辺りは景観の方針の中に書き込んでいこうということだったのではないかという風に思います。以上です。

◎ : ありがとうございます。物足りない印象も若干あるんですけども、一応景観の勉強会はここで打ち切りたいと思います。それで残された時間で地域別に分かれていただきましたので、地域別のまち歩きのことについて、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

5 まち歩きの検討について

▲ : 会場の制限が厳しくて8時45分に終了しなくてはいけないので、残り27分ほどあります。で今日だけではないんですが、今日皆さんにお願いしたいのが実行する日を調整したいなあと思っています。予定では9月3日の第一土曜日からなんと7週連続土曜日すべて使って、7地域を順番にみんなでまわってみようという趣旨であります。ですので、それぞれグループごとに回るのではなくて、今分かれていただいたグループの皆さんがその地域を担当していただいて、まわる箇所の案を作っていただきたい、そういうグループわけでございます。かつできましたら当日もその地域をご案内いただければより有難いかなという趣旨であります。従いましてこのチームはあくまでも企画を練っていただく、それから当日のまち歩きのお世話をいただくというようなことをお願いしたいと思っています。ですので、ひょっとしたら、この地域ではなくて他の地域のほうがもっと詳しいよって言うのがあれば、トレードも構いません。自主的にトレードをしていただいて結構です。あと、人数の多い少ないございますが、少ないところは我々事務局の方で応援いたしますので、

できればこの7つで実行いただければと思っています。そこでこれから20分間のお話ですが、手元に資料を出していただきますでしょうか。まち歩きをしようその2という資料がございます。テーブルの上に地図が用意しております。該当する範囲の地図1万分の1の地図が入っているはずですが、それを見ながらご検討いただきたいと思いますが、ちょっと確認をします。手元の資料でご確認しますと、今日は全体をどんな感じでまわろうかなあということとですね、日程について、日程を希望されているかもしれませんが、なるべく不都合の日だけを確認をいただいて、後ほど10分ほどしましたら各テーブルから代表の方1名こちらに来ていただいて、その中で調整をして決めたいと思っています。今グループの中で日程のお話を先にさせていただいて、それについて後ほど代表の方にお集まりいただきたいと思っています。今日と次回については、今日どこまでできるかわかりませんが、ある程度こんな場所をまわろうともし出されたならば、それはちょっと事務局のほうで引き取って、こんな形でどうですかというたたき台までつくって、皆さんにご提案したらどうかと思ってます。8月の末に実施計画を確定するというございます。本日の作業手順は今申しましたが、各テーブルごとに範囲を確認いただき、かつ希望日を調整いただき、それから残り時間につきましてはどんな場所をまわろうかなということをご相談いただきたいと思っています。ちなみに2枚目に、本日まち歩き書の提案という形ではありますが、ここになるべくどなたかまとめいただきたいと思っておりますが、それぞれ該当のところにまるを付けていただき、それから今参加いただいている方の名前をいただき、できましたら世話役等代表の方を決めいただくと有難いと思っています。余った時間で、例えばこの地域は坂が多い地域だねとか特徴を言っていただいて、じゃあ坂が多いんだったらその代表的な場所のここをぜひ皆さんに見ていただこうと、右側に具体的な場所を示していただくという作業をしていただきたいと思っています。言葉で書かなくても地図のうえでプロットをして、それで提出していただいても結構ですが、いずれにしても、今日色々意見が出た範囲で案をいただきたいと思っています。じゃあそれぞれグループごとに進行をお願いいたします。

(グループディスカッション)

▲ : 今日程の調整ができましたので、先に日程のご報告をいたします。

9月3日	1班	新宿駅周辺地域
9月10日	6班	四谷地域
9月17日	2班	大久保・柏木地域
9月24日	5班	筆筒・榎地域
10月1日	3班	落合地域

10月8日 4班 戸塚地域

10月15日 7班 若松地域

原則雨天決行。ただし台風などの時にはまた考えたいと思います。

(グループディスカッション)

- ▲： お伝えします。先ほど企画書を提出してお伝えしましたが、名簿だけ書いて出していただければそれで結構です。というのは、みなさん次回までにどんなところをまわるのかということを考えてきてください。で、次回この続きを会議の冒頭でしようということになりましたので、この続きは次回の会議のしょっぱなにすることになります。でかつ、次回の会場がここではなくて第二分庁舎で案内の地図も入っておりますが、そこは時間前に使うことが可能なので、例えば早めに来ていただいて、各班ごとに相談をいただいてもいいのかなと。正式には6時半スタートということですが、若干早めに来ていただいて、そこで相談をスタートしていただければより充実した検討ができるのではないかなということでもあります。今日はこれで終わりたいと思います。各班ごとに名前を書いていただいております。